

京都市訓令甲第 1 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年4月15日

京都市長 門 川 大 作

別表第2すまいまちづくり課長の項に次の3号を加える。

- (6) 土地区画整理地区内における公共施設の建築線の明示に関する事。
- (7) 仮換地の境界線の明示に関する事。
- (8) 権利者の申請による仮換地指定変更に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)